

藍野大学 障害学生修学支援に関する指針

本学では、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、全ての学生が障害の有無に関わらず、差別されることなく、平等に人格と個性を尊重され、公正な教育を受ける権利を有し、有意義な修学及び学生生活を送ることができるよう、障害学生に対する支援を行ないます。

1) 基本的な考え方

- (1) 障害学生の教育を平等に受ける機会を保障する支援を行ないます。
- (2) 障害学生の学びと成長に寄与できる支援を行ないます。
- (3) 障害学生の支援に関わる教育の質の向上、大学管理運営の改善と向上を目指します。
- (4) 個別のニーズに応じた支援を提供できるよう、全学の教職員が協力・連携し、取り組みます。

2) 支援対象者

次のすべてに該当する者

- (1) 藍野大学に在籍する者
- (2) 身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者
- (3) 修学等に著しい制限が生じている者
- (4) 本人が支援を受けることを希望し、かつその必要が本学で認められた者

3) 支援範囲

修学等に関する事項を中心に、障害学生の個別ニーズに基づいて検討しますが、求める支援が必ずしも受けられるとは限りません。

4) 支援実施体制

- (1) 個別支援を求める学生は、「合理的配慮申請書」を学生支援グループに提出
- (2) 障害学生修学支援部会長及び学科部会担当者と面談
- (3) 支援計画を障害学生修学支援部会、学生委員会で審議・決定

※障害学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

- (4) 個別ニーズに基づいた支援を実施

※実際の支援については、所属学科、研究科、講義及び実習担当者、その他関係部署及びサポートスタッフなど、全学の関係者が連携して当たります。